

令和 2 年 1 月 23 日
法制文書課行政情報センター

アカウントビリティー不履行と判断した基礎資料に係る公文書不存在通知に対する
審査請求事案（諮問番号 607）答申案

1 審査会の結論

別紙 1 に掲げる開示請求に対し、アカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料を不存在としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙 2 のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙 1 に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、実施機関がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（以下「本件基礎資料」という。）は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る 123 件の審査請求は、同一人からの開示請求であって、実施機関が行った補正命令に対し提出された説明責任の履行を命じる文書（以下「アカウントビリティー履行命令書」という。）の本件基礎資料に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

審査請求人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(イ) 本件に係る事実について

平成 18 年 12 月 25 日付けで本件審査請求人から、実施機関が行った公文書一部開示決定処分に対する異議申立てが提起されたが、その記載事項に不備があったことから、実施機関は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 48 条において準用する同法第 21 条に基づき、平成 19 年 1 月 29 日付けで補正命令を審査請求人に対し行った。

これに対し、審査請求人から平成 19 年 2 月 8 日付けでアカウントビリティー履行命令書の送付があり、補正命令に対しての説明を求められたことから、平成 19 年 2 月 9 日付けで審査請求人に対し、補正命令の内容について回答を行ったところである。

審査請求人からは、以後も実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出があったが、平成 19 年 6 月 21 日付けのアカウントビリティー履行命令書に、説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める旨記載されていたことから、平成 19 年 6 月 28 日付けで、審査請求人に対し回答を行ったところ、この回答については、受け取る理由がないものとして平成 19 年 6 月 30 日付けで返送され、さらに、その後も審査請求人から実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出が続いているものである。

なお、実施機関が行った補正命令については、期限までに審査請求人から補正書の提出はなかったが、平成 19 年 2 月 8 日付けのアカウントビリティー履行命令書の内容から、補正命令の内容を推察される部分があることから、平成 18 年 12 月 25 日付けの異議申立ては、平成 19 年 3 月 7 日付けで受理決定し、同月 14 日付けで北海道情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行ったところである。

(イ) 本件基礎資料について

審査請求人は、アカウントビリティーが不履行であると主張しているが、上記のとおり、平成 19 年 2 月 9 日及び同年 6 月 28 日付けで回答しているものであり、審査請求人がその回答を認めていないものである。

このように、アカウントビリティー履行命令書については、既に回答を行っており、審査請求人に対する説明責任は果たされていると判断しているものであり、アカウントビリティー不履行との判断

はしていないものである。

したがって、審査請求人が主張している本件基礎資料は存在しないことから、本件処分は適当である。

イ 当審査会は、アカウントビリティー履行命令書に係る本件基礎資料については、平成 21 年 6 月 4 日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第 92 号（以下「答申第 92 号」という。）において、「当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った本件処分（公文書不存通知）の妥当性を判断するものであり、『アカウントビリティー履行命令書は回答を行っているものであり、不履行とする判断は行っていないことから、本件基礎資料は存在しない』との実施機関の主張については、異議申立人に対する説明責任が果たされているかどうかはともかくとして、必ずしも不自然とは言えない。したがって、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当である」と判断している。

当審査会としては、本件諮問事案において、答申第 92 号の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和元年 11 月 26 日	○ 諮問書の受理（諮問番号 607） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書）の提出
令和元年 12 月 9 日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号 607）
令和 2 年 1 月 15 日	○ 審議（諮問番号 607）
令和 2 年 1 月 23 日 （第 100 回審査会）	○ 答申案審議
令和 2 年 月 日	○ 答申

121 諮問番号 607 - 121

「総務部人事局法制文書課」が 令和1年5月27日 收受（受理）した、令和元年5月26日 付け「アカウントビリティー履行再々」= 4,435 字数命令書」（アカウントビリティー履行要請 4,437 回目、履行期限 4,489 日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

122 諮問番号 607 - 122

「総務部人事局法制文書課」が 令和1年5月28日 收受（受理）した、令和元年5月27日 付け「アカウントビリティー履行再々」= 4,436 字数命令書」（アカウントビリティー履行要請 4,438 回目、履行期限 4,490 日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

123 諮問番号 607 - 123

「総務部人事局法制文書課」が 令和1年5月29日 收受（受理）した、令和元年5月28日 付け「アカウントビリティー履行再々」= 4,437 字数命令書」（アカウントビリティー履行要請 4,439 回目、履行期限 4,491 日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 審査請求の経過

	開示請求年月日	不存在通知処分	本件審査請求
607-1	平成31年3月18日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
2	平成31年3月18日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
3	平成31年3月19日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
4	平成31年3月19日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
5	平成31年3月22日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
6	平成31年3月22日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
7	平成31年3月25日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
8	平成31年3月25日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
9	平成31年3月25日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
10	平成31年3月25日	平成31年3月28日	令和元年6月28日
11	平成31年3月27日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
12	平成31年3月28日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
13	平成31年3月29日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
14	平成31年4月1日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
15	平成31年4月1日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
16	平成31年4月1日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
17	平成31年4月1日	平成31年4月10日	令和元年7月8日
18	平成31年4月3日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
19	平成31年4月4日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
20	平成31年4月5日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
21	平成31年4月8日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
22	平成31年4月8日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
23	平成31年4月8日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
24	平成31年4月8日	平成31年4月17日	令和元年7月16日
25	平成31年4月10日	平成31年4月24日	令和元年7月16日
26	平成31年4月11日	平成31年4月24日	令和元年7月16日
27	平成31年4月12日	平成31年4月24日	令和元年7月22日
28	平成31年4月15日	平成31年4月24日	令和元年7月22日
29	平成31年4月15日	平成31年4月24日	令和元年7月22日
30	平成31年4月15日	平成31年4月24日	令和元年7月22日
31	平成31年4月15日	平成31年4月24日	令和元年7月22日
32	平成31年4月17日	平成31年4月24日	令和元年7月22日
33	平成31年4月18日	平成31年4月24日	令和元年7月22日
34	平成31年4月19日	平成31年4月24日	令和元年7月22日
35	平成31年4月22日	平成31年4月24日	令和元年7月22日
36	平成31年4月22日	平成31年4月24日	令和元年7月22日
37	平成31年4月22日	平成31年4月24日	令和元年7月22日
38	平成31年4月22日	平成31年4月24日	令和元年7月22日
39	平成31年4月24日	平成31年4月26日	令和元年8月5日
40	平成31年4月25日	平成31年4月26日	令和元年8月5日
41	平成31年4月26日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
42	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
43	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
44	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
45	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
46	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
47	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
48	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
49	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
50	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
51	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
52	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
53	令和元年5月7日	令和元年5月10日	令和元年8月5日
54	令和元年5月9日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
55	令和元年5月10日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
56	令和元年5月13日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
57	令和元年5月13日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
58	令和元年5月13日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
59	令和元年5月13日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
60	令和元年5月15日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
61	令和元年5月16日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
62	令和元年5月17日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
63	令和元年5月20日	令和元年5月23日	令和元年8月16日

64	令和元年5月20日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
65	令和元年5月20日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
66	令和元年5月20日	令和元年5月23日	令和元年8月16日
67	令和元年5月22日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
68	令和元年5月23日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
69	令和元年5月24日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
70	令和元年5月27日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
71	令和元年5月27日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
72	令和元年5月27日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
73	令和元年5月28日	令和元年6月3日	令和元年9月9日
74	令和元年5月29日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
75	令和元年5月30日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
76	令和元年5月31日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
77	令和元年6月3日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
78	令和元年6月3日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
79	令和元年6月3日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
80	令和元年6月4日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
81	令和元年6月5日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
82	令和元年6月6日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
83	令和元年6月7日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
84	令和元年6月10日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
85	令和元年6月10日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
86	令和元年6月10日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
87	令和元年6月10日	令和元年6月12日	令和元年9月17日
88	令和元年6月12日	令和元年6月26日	令和元年9月17日
89	令和元年6月13日	令和元年6月26日	令和元年9月17日
90	令和元年6月14日	令和元年6月26日	令和元年9月17日
91	令和元年6月17日	令和元年6月26日	令和元年9月17日
92	令和元年6月17日	令和元年6月26日	令和元年9月24日
93	令和元年6月17日	令和元年6月26日	令和元年9月24日
94	令和元年6月17日	令和元年6月26日	令和元年9月24日
95	令和元年6月19日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
96	令和元年6月20日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
97	令和元年6月21日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
98	令和元年6月24日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
99	令和元年6月24日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
100	令和元年6月24日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
101	令和元年6月24日	令和元年7月3日	令和元年9月30日
102	令和元年6月26日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
103	令和元年6月27日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
104	令和元年6月28日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
105	令和元年6月28日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
106	令和元年7月1日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
107	令和元年7月1日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
108	令和元年7月2日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
109	令和元年7月3日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
110	令和元年7月4日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
111	令和元年7月5日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
112	令和元年7月8日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
113	令和元年7月8日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
114	令和元年7月8日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
115	令和元年7月8日	令和元年7月10日	令和元年10月15日
116	令和元年7月10日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
117	令和元年7月10日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
118	令和元年7月12日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
119	令和元年7月16日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
120	令和元年7月16日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
121	令和元年7月16日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
122	令和元年7月16日	令和元年7月23日	令和元年10月28日
123	令和元年7月16日	令和元年7月23日	令和元年10月28日

2 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を開示するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

・ 諮問番号 607-123

審査請求人が審査請求書により主張している審査請求の主な理由は、次のとおりである。

ア 審査請求人は、令和元年(2019年)7月16日付け『総務部人事局法制文書課』が令和1年5月29日收受(受理)した、令和元年5月28日付け『アカウントビリティー履行再々=4,437字数命令書』(アカウントビリティー履行要請4,439回目、履行期限4,491日間経過)(以下『本件履行命令書』という。)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った『基礎資料』(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む)(以下「本件基礎資料」という。)を公文書開示請求致しました。

「地保第212-23号(抵触番号599-8)令和元年(2019年)7月23日」付け「通知書」の中で、北海道知事は、本件基礎資料を不存在としている。

北海道知事は、道民全体に対する奉仕者であるとともに、少数者に対しても奉仕者でなければならない。多数者と少数者で全体を構成していることは、論を待たないところである。

道政は、道民の意思に基づいて公正且つ、適正に運営しなければならない。住民自治の精神に照らしてもそうである。又、道民負担の租税によって存在しているからである。

無軌道な自主性と自律性を由とするべきではない。合理的に、効率的に行政を執行することに専念しなければならない。法に照らすことを忘れてはならない。

公権力の行使には、細心の注意を払わなければならない。道民のための視点を忘れてはならない。権力を得たとしても、人権を擁護することは行使できるが、人権を侵害することはできない。肝に銘じなければならない。権力を得て陥ることは、善悪の判断が付かなくなることである。自身の傲慢を制御できなくなる。とりまきにも責任の一端がある。本人を煽ててしまうからである。道民の声に傾注しなければならない。その姿勢があれば、物事を解決へと導くであろう。円満に片づく源泉は、そこにしかないのが道理である。

有権者の負託を受けた首長として、アンチテーゼに終始することは得策ではない。一貫した後ろ向きな行政も、何も進展することのないことを知らなければならない。

頑なに、高所からの視点では道民の信託に応えることはできない。一方的な偏見に陥ってしまう。知事は、道民を見下ろすことなく、対等の行政活動に尽力するべきである。又、強権的な姿勢からは、合意が生まれぬことを知るべきである。膠着状態の打開は、誠心誠意一本ずつ解す作業と光明への固い意志から始まる。道民を軽視すると、大きな落とし穴が待っていることに気づかなければならない。慢心に支えられた道政が、長続きする訳がない。道民の声に耳を傾けなければ、意思の疎通が計れる訳がない。主体的な道政運営を確立するためには、付和雷同の道政を戒めるべきである。又、自己保身を支柱にするべきではない。

不明朗な物言いで、遵法精神を忘れた道政運営を遂行することは、道政におけるコンプライアンスのお粗末さを露呈することになる。同時に、道民が不信を抱くことになる。清浄な道政を運営する上で、避けなければならないことである。

北海道知事は、「平成19年2月8日付け『アカウントビリティー履行命令書』に補正命令の内容を推察される部分がある」とする。

「推察される部分」では、不明瞭である。明確に明示しなければならない。法治国家上、社会通念上、行政法上通用する訳がない。認知されることもない。正規の行政運営を遂行することに驕りは禁物である。不誠実な行政は、戒めなければならない。

具体的に特定した上で、根拠法令及び理由を明確に説明しなければならない。論拠に乏しいばかりでなく、論拠が無きに等しい。正視眼の行政行為を望みたい。

具体的な記述に努めるべきである。憲法、法律及び条例に則り、「推察される部分」を明確且つ詳細に説明しなければならない。それでこそ、万民が納得できる説明責任を果たすことになる。不明朗で何が悪いんだという傲慢な態度は、戒めなければならない。未だに説明責任を履行しないことが、独断を証明していることになる。偏見は避けなければならない。

正常な行政運営に、時間の浪費は事態を悪化させるだけである。スピードが要請される。

説明責任に対する理解と知識が足りない。道民のために、常に旧習の既成概念に囚われずに、進取の気概で道民のために努力するべきである。努力の気概が薄らいでいると言っても過言ではない。北海道知事並びに職員一同及び関係者は、道民の信託に応えた道政運営、道政活動及び道政サービスに徹するべきである。公僕の自覚が足りない。

北海道知事は、説明責任を果たさなければならない。沈着に真相に目をやればいい。

反論があるのであれば、回答してください。頑なに意固地になる必要はない。

又、「平成19年2月31日付け『アカウントビリティー履行命令書』」について、「同月13日、行政情報センターにおいて審査請求人に健康推進課職員が説明し」とあるが、これも不明朗である。一体、いつなんどき、どこのだれが、だれに対して、どのような説明をしたのかを、具体的且つ詳細に明らかにしなければ不明朗なもの、判断せざるを得ない。明白な事実と記録を提示しなければならない。不明朗なものを、正当且つ正常と認めることはあり得ない。これで、道政を運営していると思っているのなら、甚だしい誤解である。北海道知事に要請されることは、軌道修正された意識改革と意識覚醒である。惰性の蔓延は排除しなければならない。

清新な常識と正常、邪悪な非常識と異常を取捨していかなければならない。

不明朗な答申が旧態依然と生き永らえていることは、ゆゆしき問題である。失政を的確に捉えて、改善に死力を尽くさなければならぬ。自身の誤りに気付く、清新な眼力を身につけなければならぬ。民主的斬新な取り組みこそが、停滞と腐敗を阻止できる出発点であることを銘記すべきである。誤りを認める勇気が、光明の糸筋となることは疑いない。

知事自身の主義、主張及び信念が希薄と言わざるを得ない。万民が納得する思想を確立すべきである。付和雷同は避けるべきである。自己保身に執着すべきではない。道民の安住と、権利擁護に焦点を置くべきである。改善の糸口はそこにしかないことを知るべきである。

公権力の淵源が道民の意思に求められる民主的道政においては、道政行為は道民の意思に即して行われるべきである。道民の意思を尊重することは、とりもなおさず、道民の権利を守ることになる。民意を尊重すべきである。そうすれば、道民を味方に付けることができる。

北海道知事は、行政の執行人として、社会的常識人として説明責任を果たさなければならぬ。説明責任を遂行し、果たすことで道民の信託と道民の意思を履行することになる。本来の職務に忠実であれば、良いだけのことである。

北海道知事の責務は、説明責任を履行することである。

これについても、反論が有るのであれば回答して下さい。

審査請求人が令和元年(2019年)7月16日付けで開示請求した、本件履行命令書が未だに不履行となっている。有り得ないことである。不公正な動機に踊らされたとしか言い様がない。道民の側に立った姿勢が見受けられない。道民への奉仕精神が欠如している。公僕としての自覚もない。到底、信頼関係が構築されることもない。

北海道行政の執行者として、真摯に責任を持って遂行しなければならない。責任感の欠如を認識すべきである。行動力が疑問視される。代表としての資質が欠落していると思われるも仕方ない。冷静に、知事の使命を見つめ直す絶好の機会と捉えることである。

説明責任の履行が審議中であれば、途中経過を審査請求人に対しディスクロージャーに努め、説明する責任がある。

道民に対する説明責任を不作為とする理由が、明確になっていない。

北海道知事は、法的拘束力を根拠とする法令を明確にし、道民に対する説明責任を不作為とする理由を明確にしなければならない。

明確にすることで、道民からの信託を受けた知事の職務を遂行することになる。すなわち、道民の理解と納得が得られることになる。また、良識に基づいた道政を執行することになる。

「北海道行政基本条例」は、「第1章総則(目的)第1条 この条例は、道の行政運営に関し、基本的な理念及び原則を定め、並びに知事及び職員の責務等を明らかにすることにより、地方分権の進展に対応した主体的な道政運営を確立するとともに、道民の信頼にこたえる道政を実現し、もって道民の福祉の向上を図ることを目的とする。」と、定める。

「知事及び職員の責務」とは、民主的且つ道義的に説明責任を果たすことである。説明責任を果たすことで、道民の信頼を得ることができる。又、健全な道政が実現する。

この中に「道民の信頼にこたえる道政を実現し」とある。審査請求人の本件履行命令書が不履行となっている事実から判断できることは、北海道知事の道政とはディスクロージャーを閉ざし、アカウントビリティーを虚妄にすることであると理解できる。民意を反映しているとは言いがたい。道民の信頼を裏切ることになる。到底、道民の信頼にこたえる道政は実現できない。

「道民の信頼にこたえる道政を実現し」ているか否かを、胸に手を当てて自問自答するべきである。

そうすれば、自ずから答えがでてくるはずである。自身の過ちと独善に気が付かない事ほど、恐ろしいことはない。責任感と道義感に欠けると言っても過言ではない。倫理観が失われてしまっている。

その答えは、説明責任を果たすことである。社会的常識であり、行政を運営していく上での命綱であり、履行しなければならない規範である。自治体の長としての使命であり当然の職務である。斬新な改革が急がれる。

イ 北海道知事は、道民の信託を受けた行政の執行人として、本件履行命令書を果たさなければならない。

また、本件基礎資料を開示する責務がある。

北海道知事は、道民に仕える公僕として、道民の側に立った行政活動を能動的に執行しなければならない。利己的行動は慎まなければならない。無責任な行動は、慎まなければならない。無責任な行動とは説明責任を果たさないことである。北海道知事は民意の尊重に重きを置くべきである。主権在民の精神を忘れてはならない。

本件基礎資料の作成作業が当然成されていなければならない。それが行政の民主化を執行する者の責務である。又、道民を主権とする給付行政たる所以である。

独断と偏見で、道民の情報公開権利を不当に侵害することは許されない。誠心誠意、権利擁護に努めなければならない。北海道知事の職務である。

行政行為は、個人の権利及び利益を抑圧する公権力の支配であってはならない。

能動的行政活動の遂行は、道民の信託を受けた北海道知事の職務である。職務は、邪まな心に左右されることなく、誠実に実行しなければならない。それは、道民の権利を死守することで果たされる。それでこそ、道民の信頼を勝ち得ることができる。名知事として、後世に語りつがれることになる。

慣習法に基づく行政権の行使は戒めなければならない。そうでなければ、道政の根幹を揺るがしかねない。誤った方向に行きかねない。正しい軌道から外れて脱線しかねない。道民のための軌道修正を、柔軟に対応していくことが後世に高い評価を得られることになる。勇気と正義の道政を願って止まない。欠如しているのは、道民主体の姿勢である。

慣習法とは、驕り高ぶった行政運営である。謙虚な姿勢が失われることである。驕り高ぶった行政とは、権力の横暴であり、説明責任を果たさないことである。慣習法は、過去の遺物としなければならない。公僕として一途な奉仕に徹しなければならない。眼前の課題を等閑にすることなく、真摯に取り組むべきである。不誠実な行政運営は避けなければならない。不誠実な行政運営とは、説明責任を放棄することである。厚顔無恥を由とするべきではない。旧態の一新に努めるべきである。新風を捲き起こさなければならない。新風とは、慣習法を打破することである。清浄で清新な行政運営に徹し抜くことである。

道民に賦課徴収する税金を、生活の糧にしていることを自覚し、驕慢を排除しなければならない。国民の、道民の浄財によって、暮らしが支えられていることを忘れるべきではない。養われていることに、主権は国民に、道民にあることに気づかなければならない。

説明責任を果たさない北海道知事の行為は、説明責任義務違反である。

北海道知事の行為は、道民の矯正権を軽視した信託違反に相当する。

法治主義行政の秩序を乱すものである。北海道行政始まって以来の失態である。

法治主義行政の原点にたちかえって、清新の行政を見つめ直すときである。

北海道知事は、自主的規律に委ねる「組織本能」の壁を破らなければ、何も変わらないことを自省しなければならない。組織の悪弊に気づかなければならない。信条の基軸を、自己保身から道民本意に移行するべきである。道民を中心としなければならない。又、主体としなければならない。構築すべきはその坑道である。

発想と行動に新時代の逞しさが必要とされる。

契約行為は、正常な機能が働かなければならない。

一部の自分本位な役得主義者によって、自治体の運営が阻害される。

傍観者によって見逃されてきた。事なかれ主義者によって放置されてきた。

行政の契約を担当し携わりながら、「最小経費最大効果」の原則を忘れた者に公務員の資格はない。自覚のない者も失格である。

担当者の違法行為を、部署の関係する人たち及び上司方が挙って、仲間意識で守りに入った場合は、最悪である。

徒党を組んで真実を折り曲げようと、踏み潰そうとしても悪事を企んだものに報いとして帰ることになる。当たり前だ。もう享けてると確信する。

本来の住民に奉仕する公僕の立場を忘れた、烏合の衆と化すだけである。不正利得の輩は、排除されなければならない。

不正のないことを信じて、自治体の調達業務に参画する業者に対して、申し訳ないという思いが湧いて来ないのが、信じがたいことである。恥ずかしいばかりの人生活動である。

腐敗した精神から、蘇生という一縷の望みも生まれて来なければ、人間として悲しいものがある。

自治体本来の姿に立ち返ることが待たれる。

そうでなければ、許されることはない。

契約においては、既存の契約業者との密接な癒着が問題となる。

他業者の入札金額及び見積り金額を既存の契約業者に教える（漏洩する）ことで、契約を決定（継続）することは、契約を個人の邪義で不正に操作するだけでなく、法律に違反することになる。

業者が担当者に届けた安い見積書を、担当者が懇意にしている別の業者に漏えいし、事前に届けられていた見積り価格を下回る見積りを出させて、別の癒着した業者を有利に取り計らい、受注及び契約を不正に操作をする。

これが、官製談合である。

見過ごす訳にはいかない。民間の談合よりまだ悪い。

最悪なのは、不正を指摘されたことに憎しみを抱いて、反省もなく自己保身の攻撃を仕掛け

てくることである。

どうしようもない人間は、どうしようもない報いを享ける。

公金で運営されている施設で、自覚と資質のない人間によって不正が行われる。見積徴収及び入札執行の資格がない人間である。腐敗は放置できない。腐敗に対する終焉は、訪れることはない。

ウ 以上のことから、北海道知事は、本件基礎資料を直ちに開示しなければならない。

北海道知事は、真摯に開示責任及び説明責任を果たし、不作為行為を是正しなければならない。

(諮問番号 607-1～122 については、607-123 と同旨につき省略する。)

3 実施機関の説明要旨

(1) 不存在の理由

北海道知事がアカウントビリティー不履行と判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書)は存在しないため。

(2) 審査請求理由に対する反論

ア 事実

(ア) 本件審査請求人から、平成 18 年 12 月 25 日付けで異議申立てが提起されたが、その記載事項に不備があったことから、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 48 条において準用する同法第 21 条に基づき、平成 19 年 1 月 29 日付けで、次の事項を内容とする補正命令を審査請求人に対し行った。

- ・ 異議申立てに係る処分については、平成 18 年 11 月 17 日付け衛研第 603 号で行った公文書一部開示決定処分の中で不開示処分を行っていないことから訂正すること。
- ・ 異議申立ての趣旨については、記載の内容では申立ての趣旨が不明確であることから、詳細に記載すること。

(イ) これに対し、審査請求人から平成 19 年 2 月 8 日付けで「アカウントビリティー履行命令書」の送付があったことから、同月 9 日付けで審査請求人に対し回答を行った。

(ウ) 前記(ア)の補正命令については、期限までに審査請求人から補正書の提出はなかったが、前記(イ)の「アカウントビリティー履行命令書」の内容から、補正命令の内容を推察される部分があることから、平成 18 年 12 月 25 日付け異議申立ては、平成 19 年 3 月 7 日付けで受理決定し、同月 14 日付けで北海道情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行った。

(エ) 審査請求人からは、以後も知事に対し「アカウントビリティー履行命令書」の提出があったが、平成 19 年 6 月 21 日付けの「アカウントビリティー履行命令書」に、説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める旨記載されていたことから、同月 28 日付けで、審査請求人に対し回答を行ったところ、審査請求人から、この回答については、受け取る理由がないものとして同月 30 日付けで返送された。

(オ) さらに、以後も審査請求人から、知事に対し、「アカウントビリティー履行再々命令書」の提出が続けられているものである。

イ 知事がアカウントビリティー不履行と判断する基礎資料

審査請求人は、アカウントビリティーが不履行であると主張しているが、上記アのとおり、平成 19 年 2 月 8 日付けの「アカウントビリティー履行命令書」に対しては、同月 9 日付けで回答し、また、同年 6 月 21 日付けの「アカウントビリティー履行命令書」に対しても同月 28 日付けで回答しているものである。

このように、「アカウントビリティー履行命令書」については、回答を行っているものであり、不履行とする判断は行っていないことから、審査請求人が主張している知事がアカウントビリティー不履行と判断する基礎資料(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書)は存在せず、公文書不存在処分は適当である。